

地方自治体における不正の特徴と分類

－不正摘発における不正要因の分析－

川嶋 徹也

要 旨

本稿では、内部統制・監査の視点から、地方自治体における不正を分類する上で重要な論点である「誰が引き起こした不正であるか（＝不正要因）」に着目して考察を行った。わが国では職員による不正がこれまで不正摘発対象の中心であったが、NPM 先進国の英国では、職員による不正だけでなく、住民等によって引き起こされる不正が問題として取り上げられ、不正摘発の対象となっていることが確認できた。かかる「職員不正」および「住民不正」の重要性における論点について、監査ニーズの理論根拠のひとつとなるステュワードシップ（モニタリング）仮説に基づき検証を行った。

I 地方自治体の不正における問題の背景

地方自治体が担う公的部門は、ひとつ重大な不正が起こると、住民からの信頼を失うことで、行政サービス全体に大きな影響が出る。住民は公的部門の重要な利害関係者であることから、住民からの信用失墜は、地方自治体の根幹に関わる大きな問題である。

組織内で発生する業務に関する不正、例えば公金横領、補助金不正支出などは組織マネジメント上の問題と捉えることができるが、地方自治体では、談合、補助金不正受給など、公共ガバナンスにおける利害関係者が引き起こす不正が問題となることがしばしばある。そう考えると、地方自治体における不正の範囲はかなり大きい。加えて、内部統制・監査またはマネジメントの観点から不正を分類し考察するとき、業務外で職員個人が引き起こす窃盗、詐欺などの犯罪を含めてしまうことは、適切ではないことは明らかであり、内部統制におけるリスク・マネジメントもそうした観点で行う必要がある。一方でガバナンスの観点から、後述する英国国家不正防止局（NFA: National Fraud Authority、以下「NFA」という。）のように住民が引き起こす不正も含め、不正を全体的に捉え、分析す

ることをファースト・ステップとすることは非常に重要である。特に地方自治体は官製談合のように不正の主体となり得ることもあれば、生活保護不正受給の監視主体といった不正を防止する側でもあるという二面性があり、公的部門における不正を組織内外問わず全体として捉えることに意義がある。なぜなら、こうした不正事例は公的部門にかかわる団体、多様な業務といった行政全般にかかわる問題であり、公共ガバナンス全体の問題と捉えることができるからである。この点について、鳥羽・秋月は、監査委員監査が組織の機構上内部監査化しているとした上で、「日常の生活に関連する部分が大きい地方自治体における監査は、『公金の無駄使いの検出』という視点からの洗い直しが、全行政分野において行われるべき」（鳥羽・秋月 2001, 244 頁）と述べている。すなわち、監査委員監査の内部監査機能が全行政分野に監査対象範囲を広げることにより、不正摘発（Counter Fraud）¹に資する内部統制・監査となると考えられる。特に、地方行政には公的部門という性格上、民間部門ではさほど重要視されない不正の分野が存在する。特徴的な不正を取り上げ、内部統制および監査の視点から、不正の定義および分類について考察し、その要因について分析することは重要であると考ええる。

II 不正の定義と分類

1 不正の定義

不正の類型化における試みは、まず、不正を定義することがその前提となる。不正の定義については、いくつかの先例がみられ、古くは、Derry v. Peek (1889) (UK House of Lords) の事件における Herschell 卿の判決「不正とは、『故意の、事実と反する、粗雑な、または正しいか間違っているかに注意が払われない』虚偽陳述の行使である」とされている例 (Button and Gee 2013, p. 8) がある。

公認不正検査士協会 (Association of Certified Fraud Examiners) の初代チェアマンであるジョセフ・T・ウェルズ (Joseph・T・Wells) は、「職業上の不正と濫用」を「私腹を肥やすために、自らの職業地位を利用し、雇用主の資産などを恣意的に誤用または流用し組織に損害を与えること」と定義し、欺瞞 (deception) を中心とした行為により、利益を得ようとする犯罪すべてを含み、他者の信頼を裏切る手段を用いた犯罪はすべて不

1 英国では、不正の防止から発見に至る一連の取り組みのことを“Counter Fraud”と呼んでおり、本稿では、防止も含めた一連の取り組みを「不正摘発」と位置づけている。

正 (fraud) に該当する (Wells 2013, p. 2) とした。

スイスの比較法学会は「民事の不正は、虚偽の使用または提示、不正確なまたは不完全な陳述・文書、または、適法な告知義務に違反した情報の隠蔽といったものがあり、その結果として、背任横領、不適切な蓄財、定められた目的以外の不正使用資金を隠蔽することになる」と定義づけを行っており、英国の法律はおおよそこの定義に従っている (Button and Gee 2013, p. 9)。

これら不正の定義に共通する要素としては、何らかの方法で他者を欺き、不当に損害を加える行為で、必ず不正を行う者と不正の被害者が存在する違法行為と解することができる。

しかし、内部統制・監査の観点から見たとき、違法行為だけが摘発の対象となり得るのか、という疑問が残る。例えば、財務諸表監査における不正については、様々なアプローチから定義づけられ、不正にまつわる概念として *irregularity*、*error* または *fraud* が考えられている。

irregularity は、財務諸表監査における不正概念として捉えられてきた。米国公認会計士協会 (AICPA: American Institute of Certified Public Accountants) が公表する監査基準書 (SAS: Statement on Auditing Standards) において、*irregularity* は *error* と明確に区別され定義されている (AICPA 1988, p. 2)。すなわち、*error* は決算書における意図的でない誤った陳述または不作為をもたらすもので、例えば、*error* には決算書が作成される基となる会計データを集約または、処理することにおける誤謬や、事実の不注意または誤解から生じると推定される不正確な経理、合計、分類、陳述の方法または開示に関する会計原則の適用における誤謬などが含まれる。一方で、*irregularity* には、決算書における意図的に誤った陳述または不作為をもたらすもので、決算書を粉飾させるために企図された、管理不正 (*management fraud*) や資産流用 (*misappropriation of assets*)、着服 (*defalcations*) などの詐欺的な財務報告 (*fraudulent financial reporting*) が含まれている。具体的には、決算書が作成される基となる経理記録か補助書類の情報操作、偽造、改ざんや、事件、業務または他の重要な情報の虚偽の陳述もしくは意図的な不作為、事実の不注意または誤解から生じると推定される不正確な経理、合計、分類、陳述の方法または開示に関する会計原則の適用における意図的な誤用などがある。

さらに AICPA は、不正を表す用語として、*irregularity* から *fraud* へ定義をシフトさせている。先の *irregularity* と *error* の対比と同様の区別をもって *fraud* を *error* と対比させ、

決算書の誤った陳述が意図的であるか意図的でないか (intentional or unintentional) について、意図した詐欺的な財務報告から生じる誤った陳述は、決算書の利用者を騙す陳述または不作為であり、こうした行為が fraud の類型としてあげられている (AICPA 1997, p. 6-7)。また、fraud の例として、先の irregularity と同様に、決算書が作成される基となる経理記録か補助書類の情報操作、偽造、改ざんや、事件、業務または他の重要な情報の虚偽の陳述もしくは意図的な不作為、事実の不注意または誤解から生じると推定される不正確な経理、合計、分類、陳述の方法または開示に関する会計原則の適用における意図的な誤用があげられている (AICPA 1997, p. 7) ことから、AICPA では、行為としての irregularity と fraud は、同様の定義をしていると解することができる。

欧州地域開発基金 (ERDF: European Regional Development Fund) は両者を明確に区別し、fraud を「偽り、詐欺、欺瞞なやり方または不当あるいは不正直で、アドバンテージを得るためになされる信頼への裏切り」とし、irregularity を「支出の不当な項目を負担させることによって引き起こされる管理的または財政的に誤った取扱い」と定義している (ERDF 2011, p. 1)。また、「fraud は、故意に行われる irregularity で、刑事の犯罪となる。すなわち、ずさんな管理、財務統制または記録保存といったものは、不正との嫌疑をかけられるものではない」としている (ERDF 2011, p. 2) ことから、fraud は irregularity に含まれる概念として考えられ、欺く行為によって不当な利得を得る犯罪性の強い行為だと解することができる。また、同基金によると、「irregularity は、ヒューマンエラーおよび基準に従わないことによって引き起こされる。システムティックな irregularity は、マネジメントシステムおよび統制システムにおける重大な欠陥によって引き起こされる再発性の高いエラーである」(ERDF 2011, p. 5) とある。すなわち、irregularity は、内部統制その他のシステムにおけるヒューマンエラーを含んだシステムティックな誤謬という概念として位置づけられていると解することができる。

まとめると、AICPA の定義は、irregularity がより fraud により近い概念として定義づけられているのに対し、ERDF は irregularity と fraud を明確に区別し、irregularity が error により近い位置づけとなっていると思われる。ERDF がマネー・ロンダリングなどの犯罪防止を念頭に置いて不正概念を定義づけているためと推測されることから、このような定義になっているといえよう。本稿では、誰が引き起こした不正であるか (以下「不正要因」という。) に着目しており、住民による不正も対象とすることから、誤謬性の高いものまで対象とすることは適当ではないと考えられる。住民の誤謬によって引き起こ

された事例を不正摘発の対象とするのは無理があると思われる。

地方自治体が担う公的部門において、**irregularity**、**error** と **fraud** に起因する公共サービスの不整合は、サービスの受益者に対する受託責任の観点から、その全てが、程度の差はあれども、公共サービスの受益者である住民からの信頼失墜につながる。ここで、AICPA の定義に準じて考えたとき、**error** は、誤謬や不注意に起因する行為または不作為であると解することができ、**error** を不正摘発の対象としたとき、公共サービスの許容誤謬率をどの程度に設定するかが問題となる。一方で、わが国の場合、国税、地方税はともに源泉徴収および特別徴収といった、自動的に徴税されている住民がほとんどであることを鑑みると、少しの不正、金額にして1円の不正でもニュースになり、住民の関心事となる。その意味では、**irregularity** および **fraud** は、公的部門において、不正が摘発できないリスクを合理的に低いレベルのリスクに低減させることが非常に困難となろう。

そうした住民の関心事、つまりニーズを鑑みて、本稿で取り扱う不正は **error** よりも **irregularity**、**fraud** といった意図されて引き起こされる不正とし、次節以降でその発生メカニズムから不正分類の意義を考察する。

2 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシーは、裁判記録および犯罪者への聞き取り調査を通して、不正行為を行う個人に着目し、「他人に明かすことができない（財務）問題を有し、財務的に信頼された自分のポジションを悪用すれば問題を秘密裏に解決できると認識し、さらに、自分は信頼されているのだから、任された資金または資産を利用してよいのだという思いを、その状況における自己の行動に当てはめることができる、こうした状況がそろったとき、信頼された人間が背信者となる」という仮説（Cressey 1973, p. 30）を立てた。この仮説が有名な「不正のトライアングル」であり、今日では、不正が発生するフレームワークとして広く認められている。例えば、日本公認会計士協会経営研究調査会は、不正の発生要因に関する基本概念として、不正のトライアングルを参考にし、不正リスクを「動機・プレッシャー」「機会」「姿勢・正当化」の三つの状況に分類し整理している（日本公認会計士協会経営研究調査会 2010, 11 頁）。

クレッシーはさらに、不正行為を行う者の「他人に明かすことができない問題」について、①果たすべき義務への違反、②個人的な失敗に起因する問題、③業況の悪化、④物理的な孤立、⑤地位獲得への欲望、⑥雇用者と被雇用者の関係の6つに分類している

(Cressey 1973, p. 34)。これらの問題を抱えた状況であっても、必ず不正が行われるわけではないが、不正を分類する上でこうした発生要因に着目したことにクレッシーの分類の意義があると考えられる。すなわち、クレッシーの分類は不正発生要因を減少させること、発生の機会を減らすこと、仮に問題を抱えてもそれを解決する環境があれば不正の発生を抑制させることが可能であることを示唆している。クレッシーの分類は、不正発生要因を整理した不正のトライアングルというフレームワークを前提にしており、不正を引き起こす個人に注目している。

不正を引き起こすものが誰であるか、どこに存在するのかが不正摘発について考察を進めていく上で第1段階の重要な論点であろう。そこで、次章では不正を引き起こすもの(=不正要因)に着目し、考察を行っていく。

Ⅲ 不正発生要因による分類

1 わが国地方自治体における不正発生要因の論点

本稿では、不正摘発を内部統制・監査の視点から考察を進めていることから、ここでまず、総務省における内部統制の研究会報告書から、不正要因のどこに焦点が当てられているかについて整理する。

総務省の地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書『内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～』（以下「総務省研究会内部統制報告書」）によると、「地方行政に対する国民・住民の信頼を回復するため、厳正な服務規律の確保や適正な予算執行の確保に全力を尽くし、不正の根絶及び不適正な事務処理の改善に向けた取組を推進することにより、国民・住民の信頼を回復することが重要な課題」（地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 2009, 1頁）とした上で、地方公共団体における内部統制の基本的な考え方について提言を行っている。

同報告書は、「社会保険庁の年金記録の改ざんや飲酒運転をはじめとする法令等違反、国や独立行政法人における不適正な支出や地方公共団体における不適正な経理処理、文書の誤発送等の事務処理ミス等、国・地方ともに公務員の不祥事件が多く見受けられる」（地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 2009, 1頁）とし、まずは、組織内部の職員に起因する誤謬や不正から引き起こされた不祥事を問題として捉えている。

また同報告書では、「今後の地方公共団体のマネジメント改革の目指すべき方向性については、『リスクと向き合いリスクを事前に統制すること』、『組織マネジメントに関する基本方針の明確化と PDCA サイクルの実現を通じた首長、管理職、職員の組織マネジメントに関する意識改革の実現』といった新たな視点に基づき、まずは住民の信頼確保を基本として、行政運営の透明性の向上、業務の有効性及び効率性を高める地域経営革新の実現、さらには、公会計改革を通じた財政運営の刷新を図っていくことが必要である」（地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 2009, 8 頁）と考えられており、首長を含めた職員による組織マネジメントの問題認識を出発点としている。すなわち、同報告書では、不正要因は組織内部の職員と認識されており、不正摘発を企図した内部統制の構築には、職員による不正を対象とし、職員を発生要因として捉える必要があると思われる。

次に、わが国地方自治体において、筆者が共同通信記事データベースで 2012 年度の不正事例を調べた結果、全国の都道府県・市区町村（外郭団体、広域連合、事務組合等含む）において 500 件以上の不正事例が確認された。これらの事例について、表 1 のとおり、不正発生要因を 3 つに大別することができる。

表 1 不正発生要因別事例数

不正要因	事例数	割合
職員等による不正	348	68.8%
住民等による不正	135	26.7%
首長等による不正	23	4.5%
合計	506	100.0%

（出所：『共同通信社』「47 行政ジャーナル」記事データベースより筆者作成）

表 1 からわかるように、新聞記事として扱われる不正事例の 7 割近くが職員による不正であり、それだけ住民の関心も職員不正に集まっていることがわかる。一方で、住民等による不正も 4 分の 1 程度取り上げられている。事例としては、生活保護の不正受給、委託事業の不正、医療保険不正請求などがあり、いずれも地方公務員ではない住民、団体など（以下「住民等」という。）が不正を引き起こしている事例である。地方公務員と住民等では全体数が大きく違い、このまま単純に比較できないが、不正発生リスクに多少の差はあるにしても、職員による不正事例数が多く捉えられている感は否めない。こうした社会の関心事からも、わが国では、職員の不正が問題意識として捉えられてきたのはおお

むね間違いがないと思われる。職員不正の摘発が、住民ニーズとして大きいことが明らかである。

総務省研究会内部統制報告書からも、住民ニーズからも、わが国における地方自治体不正摘発は職員による不正が中心として問題視されてきたことが理解された。しかし、住民等による不正は摘発の対象として認識すべき問題ではないのか、という疑問が残る。そこで、住民等の不正を問題として捉えてきた英国の事例を次節で考察していく。

2 英国における不正発生要因の論点

英国は、サッチャー政権以降 NPM による行政改革を行い、わが国でも英国 NPM を手本とした行政改革が企図されてきた。90 年代以降多くの自治体が顧客志向、成果主義などの観点から、英国 NPM の行政改革手法を導入しており、現在のわが国地方自治体を語る上で、英国は欠くことのできない重要な先例である。また、ドイグ、ジョンソン、レビは、英国 NPM における警察の改革を取り上げ、警察のような不正を専門とする様々なリソースは、NPM がもたらした改革によって変化させられている (Doig, Johnson and Levi 2001, p. 91) とし、NPM における広い問題提起が引き金となって、警備および警察マネジメントに対する全体的な変革が求められ、多くの報告書が世に出ることになったとしている (Doig, Johnson and Levi 2001, p. 96)。NPM は不正を専門分野とする領域にも当然大きな影響を与え、この点はわが国についても同様であると思われる。

本稿はあくまでわが国地方自治体に起こった不正事案を分類し、内部統制・監査の視点から地方自治体における不正摘発を考察することを主眼としており、英国の事例を参考とするのは最も適切であると考えられる。

NPM 改革の先進国である英国では、2007 年 1 月 15 日に施行された不正防止法 (Fraud Act 2006) による定義、すなわち法律の枠組みで不正の定義分類がなされている。大きくは 3 つに分類され、Fraud Act 2006 第 2 条～4 条に「虚偽の説明による不正 (Fraud by false representation)」「情報公開の誤謬 (Fraud by failing to disclose information)」「職位の悪用 (Fraud by abuse of position)」が規定されている。

「虚偽の説明による不正」はさらに 3 つに分けられ、「不誠実に虚偽の説明をする」「虚偽説明によって自分または他人のために儲けようとする」「虚偽説明によって他人を損失させるあるいは損失の危険にさらす」と規定されている。「情報公開の誤謬」も、同様に 3 つの定義があり、「法的公開義務のある情報公開における誤謬を他人に対して不誠実に行

う」「情報公開の誤謬によって自分または他人ために儲けようとする」「情報公開の誤謬によって他人を損失させるあるいは損失の危険にさらす」とされている。「職位の悪用」は4つに分かれ、「他人の財政的興味を守るかあるいは反しない行動が期待される地位を独占する」「他人に対して不誠実に地位を悪用する」「地位の悪用によって自分または他人ために儲けようとする」「地位の悪用によって他人を損失させるあるいは損失の危険にさらす」という分類とされている。この法律から、不正によって損失（あるいはその危険）が生じることが認識でき、実際に国家的な取り組みとして不正損失の分析が行われている。

2008年10月に法務長官事務局（Attorney General's Office）の執行機関として設立され、2011年から内務省（Home Office）の執行機関となっているNFAが、全てのセクターにまたがる不正摘発において、民間部門、公的部門、第3セクターと連携しこれらをリードする重要な役割を担っていた（Home Office 2012, pp. 3-4）²。NFAの6つの目的の1つに、「国家における不正コストの大きさを測定し、分析すること」（Home Office 2012, p. 5）がある。

表2 被害分野ごとの不正損失推計

不正類型	不正損失推計
住宅賃借不正（Housing tenancy fraud）	8億45百万ポンド
調達不正（Procurement fraud）	8億765百万ポンド
人件費不正（Payroll fraud）	1億54百万ポンド
カウンスル税不正（Council tax fraud）	1億33百万ポンド
ブルーバッジ不正使用※（Blue Badge Scheme misuse）	46百万ポンド
補助金不正（Grant fraud）	35百万ポンド
年金不正（Pension fraud）	710万ポンド

（出所：NFA, *Annual Fraud Indicator*, June 2013, p. 15. の中の表）

※筆者注：ブルーバッジ不正使用とは、障害者に交付される「ブルーバッジ」を不正に使用し、駐車場での特典を受けるなどの不正行為である。NFA (2013), *Annual Fraud Indicator*, p. 35.

2 NFAは2014年3月に廃止され、その業務は国家犯罪対策庁（NCA: National Crime Agency）と英国勅許公共財務会計協会（CIPFA: The Chartered Institute of Public Finance and Accountancy）等に引き継がれている。

英国の不正摘発アプローチは、まず不正損失とリスクを理解する段階から始まっていると推し量ることができる。不正損失については、NFAが2010年から公表している『Annual Fraud Indicator』が重要な役割を果たしている。そこでは、被害分野ごとに分類し、それぞれに不正損失が見積もられている。特に、地方政府部門では表2のとおり示されている(NFA 2013, p. 14)。

表2における被害分野は、そのほとんどが住民もしくはサービスの受益者が不正要因となっている。すなわち、英国地方自治体の不正摘発において、住民による不正が対象として認識されており、不正の行為者について、贈収賄などにおける職員のみならず、公金における不正にかかる住民等を念頭に不正の分類がなされていると考えられる。

IV 不正要因分析における方向性

本稿では、不正事例の分類について、不正要因という観点からわが国と英国の事例を概観してきた。そこからは、日本では職員による不正が問題の中心となってきたが、英国では職員不正と並んで住民による不正も重視されていることが明らかになった。こうした検討をふまえると、内部統制・監査の視点で不正摘発を考察するとき、不正摘発へのニーズが問題になってくる。仮に、不正摘発のニーズの中心が職員不正であるならば、住民不正における重要性の基準値が高く設定されることが容認されることになってしまうであろう。そこで、本章では、不正摘発におけるニーズが生み出されることを説明する理論として、会計監査ニーズにおける説明理論「スチュワードシップ(モニタリング)仮説」「情報仮説」および「保険(リスク分散)仮説」のうち、「スチュワードシップ(モニタリング)仮説」に基づき、不正摘発ニーズは住民不正を主眼としているかという問題について考察を行っていく。

企業では、代理人(エージェント)たる経営者が、所有者(プリンシパル)たる株主から資本を受託され、株主になり代わって経営を行い、利益配分を株主に配分することで企業経営が成り立っている(山浦 2008, 35 頁)。この場合、経営者は株主に対して受託者責任(スチュワードシップ)を負うことになる。株主は財務報告の信頼性を担保するため、モニターのために経営者に財務報告をさせることを契約として取り決めるが、情報の非対称性があることから、株主自身が情報の真偽を確かめるため、報告内容・規準に精通し、かつコスト効率的なモニターの専門家で、しかも経営者から独立した者を雇おうとする

(山浦 2008, 35 頁)。これが職業監査人であり、財務報告と対になって会計監査が経営者と株主との間の契約事項になる (山浦 2008, 35 頁)。

この理論は、首長を代理人 (エージェント)、行政サービスの受益者を所有主 (プリンシパル) とすることで、地方自治体にも援用可能である。そこで、地方自治体不正摘発において、スチュワードシップ (モニタリング) 仮説によって不正摘発のニーズについて考えてみる。行政サービスの受益者は納税することで行政サービスの財源を提供し、経営者である地方自治体首長は行政サービスを受託する。行政サービスの財源たる税金が適正に配分され、行政サービスが行われていることについての受託者責任 (スチュワードシップ) を首長が負うことになる。かかる受託者責任において、不正が行われているならば、その不正摘発の責任は内部統制においては首長が、監査においては監査人が負っていると考えられる。すなわち、スチュワードシップ (モニタリング) 仮説における不正について、誰が引き起こした不正かということよりも、受託された税金が不正によってどのような社会的損失となるかということが重要な問題となる。よって、「職員による不正」のみならず、「住民等による不正」についても不正要因分析の対象とし、内部統制・監査の視点から不正摘発のあり方を検討していくことが求められる。

本稿では、「スチュワードシップ (モニタリング) 仮説」のみ考察を行ったが、「情報仮説」「保険 (リスク分散) 仮説」においても、同様の考察をする必要があり、今後の研究課題としたい。

参考文献

- AICPA (1988), *The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities, Statement of Auditing Standards No. 53.*
- AICPA (1997), *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit, Statement on Auditing Standards No. 82.*
- Button, M. and J. Gee (2013), *Countering Fraud for Competitive Advantage*, WILEY.
- Cressey, D. R. (1973), *Other People's Money*, Montclair, NJ: Patterson Smith.
- Doig, A. (2006), *Fraud (Crime and Society Series)*, Routledge.
- Doig, A., S. Johnson and M. Levi (2001), New Public Management, Old Populism and the Policing of Fraud, *Public Policy and Administration*, Vol. 16 No. 1, 91-113.
- ERDF (2011), *Difference Between Fraud and Irregularities.*
- HM Treasury (2011), *Tackling Internal Fraud.*
- Home Office (2012), *National Fraud Authority Framework Agreement.*

- Home Office (2011), *The National Crime Agency A Plan for the Creation of a National Crime-fighting Capability*.
- Levi, M. (2012), Trends and Costs of Fraud, In *Fraud (The Counter Fraud Practitioner's Handbook)*, edited by Doig, A, GOWER.
- NFA (2013), *Annual Fraud Indicator*.
- Wells, J. T. (2013), *Corporate Fraud Handbook Prevention and Detection Fourth Edition*, WILEY.
- 石原俊彦 (2010) 「地方自治体の監査と内部統制—ガバナンスとマネジメントに関連する諸問題の整理—」『ビジネス & アカウンティングレビュー』第 6 号, 2010 年 12 月, 1-19 頁。
『共同通信社』「47 行政ジャーナル」記事データベース。
- 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 (2009) 『内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～』。
- 鳥羽至英・秋月信二 (2001) 『監査の理論的考え方』森山書店。
- 日本公認会計士協会経営研究調査会 (2010) 『経営研究調査会研究報告第 40 号 上場会社の不正調査に関する公表事例の分析』。
- 山浦久司 (2008) 『会計監査論 [第 5 版]』中央経済社。
- 山本清 (2006) 「公的部門の不正経理と監査」『現代監査』第 16 号, 2006 年 3 月, 21-27 頁。